

牧之原市監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査を牧之原市監査基準（令和 2 年牧之原市監査委員訓令第 1 号）に基づいて実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 24 日

牧之原市監査委員 飯塚 貴穂
同 太田 佳晴



令和 2 年度 定期監査に関する報告及び意見について（後期）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査を牧之原市監査基準（令和 2 年牧之原市監査委員訓令第 1 号）に基づいて実施したので、その結果を同条第 9 項及び第 10 項の規定により下記のとおり提出する。

記

第 1 監査の種類

定期監査

第 2 監査の対象

令和 2 年度定期監査（後期）の対象部署は、次のとおりである。

建設部	建設管理課、建設課、建築整備室、都市計画課、 新拠点整備室、水道課
-----	--------------------------------------

第 3 監査の範囲

令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 12 月末日までに執行された事務事業及び予算の執行状況

第 4 監査の期間

令和 2 年 9 月 1 日から令和 3 年 2 月 22 日まで

第 5 監査等の着眼点

- 1 市長の施政方針を基本に、事務事業の執行が的確に行われているか。
- 2 事務事業が最少の経費で効率的に推進され、最大の効果をあげているか。
その結果、何がどの程度改善されたか。
- 3 事務事業の執行は、法令等に従って適正に行われているか。
- 4 財産の管理は適正に行われているか。
- 5 市民みんなに公平か。
- 6 真に市民のためになっているか。

第6 監査等の主な実施内容

監査は、事前に以下の定期監査資料の提出を求め、不明な点については改めて資料の提出を求めた。

- 1 職員配置状況表
- 2 業務分担表
- 3 予算執行状況表
- 4 委託契約調書（50万円以上）
- 5 工事執行状況調書（130万円以上）
- 6 補助金・交付金支出状況一覧表
- 7 会計年度任用職員・臨時職員雇用調書
- 8 各課等の課題と今後の重要施策について

（1）予備監査

監査対象部署から提出された定期監査資料等の調査を実施した。委託契約、工事請負契約及び補助金・交付金については、その事務事業の執行に関連する書類等を調査し、令和2年度における事務事業の内容、財務に関する事務の執行等について確認を行った。

（2）実地監査

監査対象各部の部長、課・室長及び係長等の出席を求め、事業内容及び事業推進上の課題等について聴取を行った。

（3）現金検査

建設部水道課における現金の管理状況を確認するため、令和3年1月25日（月）に現金検査を実施した。検査はつり銭資金を保管する場所に出向き、対象部署職員の立会いのもと、現金と現金出納簿等の照合を行った。

第7 実地監査等の実施場所及び日程

牧之原市役所 榛原庁舎6階第2会議室及び相良庁舎4階第2会議室
令和3年1月25日（月）及び26日（火）

第8 監査の結果

監査した結果、事務事業や財務に関する事務の執行等について、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部の事務処理において軽微な不備が見られたため、対象部署に対して改善するよう指導した。

【建設部】

《建設管理課》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置

(単位：人)

	課長	主幹	主任	主査	主事	計	会計年度 任用職員
管理係	1	1	1	2	2	11	2
維持係		1	1		2		

(2) 事務分掌

【管理係】

道路・河川・都市下水路の占用及び使用並びに工事の承認、道路の認定及び廃止、道路台帳・橋りょう台帳・河川台帳・都市下水路台帳及び農道台帳の整備、海岸及び港湾の整備促進、道路及び河川愛護、治水・砂防事業、建設要望及び陳情、道路改良等整備事業及び小規模土地改良事業、津波・高潮防災ステーションの管理委託、水門及び陸こうの管理委託、国・県に係る事業等の連絡調整、公営住宅及び改良住宅、地籍、土地台帳及び土地公図、登記事務、用途廃止、道路等の境界確認等に関する事務を担当している。

【維持係】

橋りょう等の点検及び補修、道路及び河川等の維持管理、道路河川等のパトロール、交通安全施設、維持補修に係る地元要望、社会資本整備総合交付金事業等に関する事務を担当している。

2 監査意見

- (1) 建設管理課の所管する事務事業の内容は細かく多岐にわたっている。住民サービスに直結しているものが多いことから、引き続き丁寧な対応に努められたい。
- (2) 市営住宅設置の根拠法令や市の計画と需要の変化を検証し、今後の施設管理の方向性について検討されたい。また、入居率を高めるために、入居者が住みやすい魅力ある住宅づくりを考えられたい。
- (3) 市内の道路補修箇所を職員による道路パトロールのほか、市民、企業、郵便局からの情報提供を依頼している。事故等で市民生活に影響を及ぼさないよう、引き続き効果的に情報収集ができる有効な仕組みづくりを検討されたい。

《建設課》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置

(単位：人)

	課長	主幹	主任	主査	主事	計
道路係	1	1		3		8
河川係		1	1		1	

(2) 事務分掌

【道路係】

道路整備、都市計画道路の工事等に関する事務を担当している。

【河川係】

河川・排水路・都市下水路の整備、治水・砂防事業の整備、公共土木施設の災害復旧事業、地震津波避難施設の整備及び維持管理等に関する事務を担当している。

2 監査意見

- (1) 災害に強いまちづくりを推進するため、沿岸部の津波対策、浸水対策が主に進められているが、豪雨等による山間部の災害対策など地域間における事業バランスにも配慮され、市民の安心した生活を守られたい。

《建築整備室》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置

(単位：人)

	室長	主幹	総括主任	主任	計
建築整備係	1	1	1	1	4

※主任1人は任期付

(2) 事務分掌

【建築整備係】

事業計画管理、他課所管施設の新改築等における工事の発注及び監理、小規模支援業務、事業管理調整等に関する事務を担当している。

2 監査意見

- (1) 建築整備室が設置され専門的に建築工事の監理業務を行うことで、原課（施設所管課）の負担軽減や業務の効率化に繋げるなど、大きな成果と意義があった。長期的な視野に立ち、今後も庁舎内の専門的な職員の人材育成に努められたい。

《都市計画課》

1 監査結果の概要

(1) 職員配置

(単位：人)

	課長	総括 主幹	総括 主任	主任	主査	計	会計年度 任用職員
都市建築係	1	1		2	2	8	1
公園緑化係		1	1				

(2) 事務分掌

【都市建築係】

都市計画審議会、都市計画区域及び準都市計画区域、用途地域及び臨港地区等、都市施設（街路・都市下水路・都市公園等）の計画、開発行為、土地利用事業、国土利用計画法に基づく届出、公有地の拡大推進、砂利及び土採取事業、建築確認及び関連事務、建築協定、建築物等の耐震化、空家等の利活用及び対策の推進、空家等対策協議会、まちづくり土地審議会、景観、屋外広告物等に関する事務を担当している。

【公園緑化係】

公園の整備及び維持管理、緑と文化の丘公園の活用、公園の占用及び使用の許可、環境緑化の推進及び保全、花づくり、県立自然公園等に関する事務を担当している。

2 監査意見

- (1) 花に携わる人を育てる育種寺子屋の成果が徐々に上がるなど、花の会の活動は大きな費用対効果を生んでいる。オリンピックの開催時にも当市のイメージアップに繋がるような、市内を花いっぱいにする活動を更に推進されたい。
- (2) 市内には数多くの公園があるが、子育て世代の家族等が安心して楽しめる当市ならではの魅力ある公園づくりに努められたい。
- (3) 現状では特定空家に認定されてから撤去されるまでのフローチャートは作成されていない。将来、特定空家の件数増加やそれを取り巻く様々な課題が複雑化していくと予想されることから、法的問題になる可能性も踏まえ、撤去に関するフローチャートや判断基準等を設けていくことを検討されたい。
- (4) ブロック塀撤去・改善に関する補助制度の改正や広報活動等により、補助金を活用したブロック併の撤去が多く実施され、地震における倒壊防止対策の成果が上がっている。今後、市内に危険箇所が放置されている場合には、事故等を想定して、市から注意喚起をする方法も検討されたい。

《新拠点整備室》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置

(単位：人)

	室長	総括主幹	総括主任	主査	計	会計年度任用職員
計画調整係	1	1	1		5	1
事業推進係		1		1		

(2) 事務分掌

【計画調整係】

高台開発プロジェクトの推進、開発区域の整備計画、開発区域の農業施策との調整、開発区域の企業誘致等に関する事務を担当している。

【事業推進係】

開発区域の都市計画施策との調整、開発区域における土地区画整理事業の推進、地区協議会等に関する事務を担当している。

2 監査意見

- (1) 新拠点整備室は手探りで新規事業を推進し、コロナ禍の厳しい状況の中でも積極的に努力されてきた。今後においても業務代行予定者と良好な関係を保ちながら牧之原市 I C 北側土地区画整理準備組合が行う開発事業を積極的に支援し、目的である市の新たな賑わい拠点の創出に向けて一層の努力をされたい。

《水道課》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置

(単位：人)

	課長	主幹	主任	主査	主事	計	会計年度任用職員
業務係	1	1	1		1	7	4
工務係		1		1	1		

(2) 事務分掌

【業務係】

条例・規則及び規定等の制定改廃、文書の收受及び保管、職員の福利厚生及び健康診断、予算及び決算の経理等、工事等以外の契約、水道料金・手数料等の調定及び徴収、棚卸資産の経理、企業債の借入れ及び一時借入等、大井川広域水道企業団等の受水団体、資産の取得及び処分、検針、開栓及び閉栓、水道事業審議会、給水区域の団体、水道料金の改定等に関する事務を担当している。

【工務係】

水道施設の事業計画、水道施設の維持管理及び修繕、工事の設計・施工及び監督、入札・工事等の契約、受託工事、給水装置の申込・審査及び検査、指定給水装置工事事業者、給排水工事に係る道路占用等、水質検査及び管理、棚卸資産の発注及び管理、専用水道及び簡易専用水道等に関する事務を担当している。

2 監査意見

- (1) 当市の有収率は前年度決算で76%を下回り、全国平均に比べてもかなり低い。対応策として漏水調査を毎年実施しているが、成果は思うように上がっていない。根本的な原因を究明する調査の実施を検討して有収率の向上に努められたい。
- (2) 工事執行状況は市内各事業者が偏りなく契約され、このことは地元事業者の経験や技術の育成に繋がり、また大規模漏水等の有事の対応にも大きく期待できるものである。今後も競争性や公平性を確保し、適切な事業執行に努められたい。
- (3) 今後の水需要は人口減少や節水意識の向上、節水機器の普及などから減少していくものと予測される。水需要の増加が期待できない状況でも、安定した水道事業経営を運営していくための経営戦略が必要である。水需要拡大のために企業誘致等の情報収集、組織の広域化など様々な方面から経営努力をされたい。

以上報告する。